

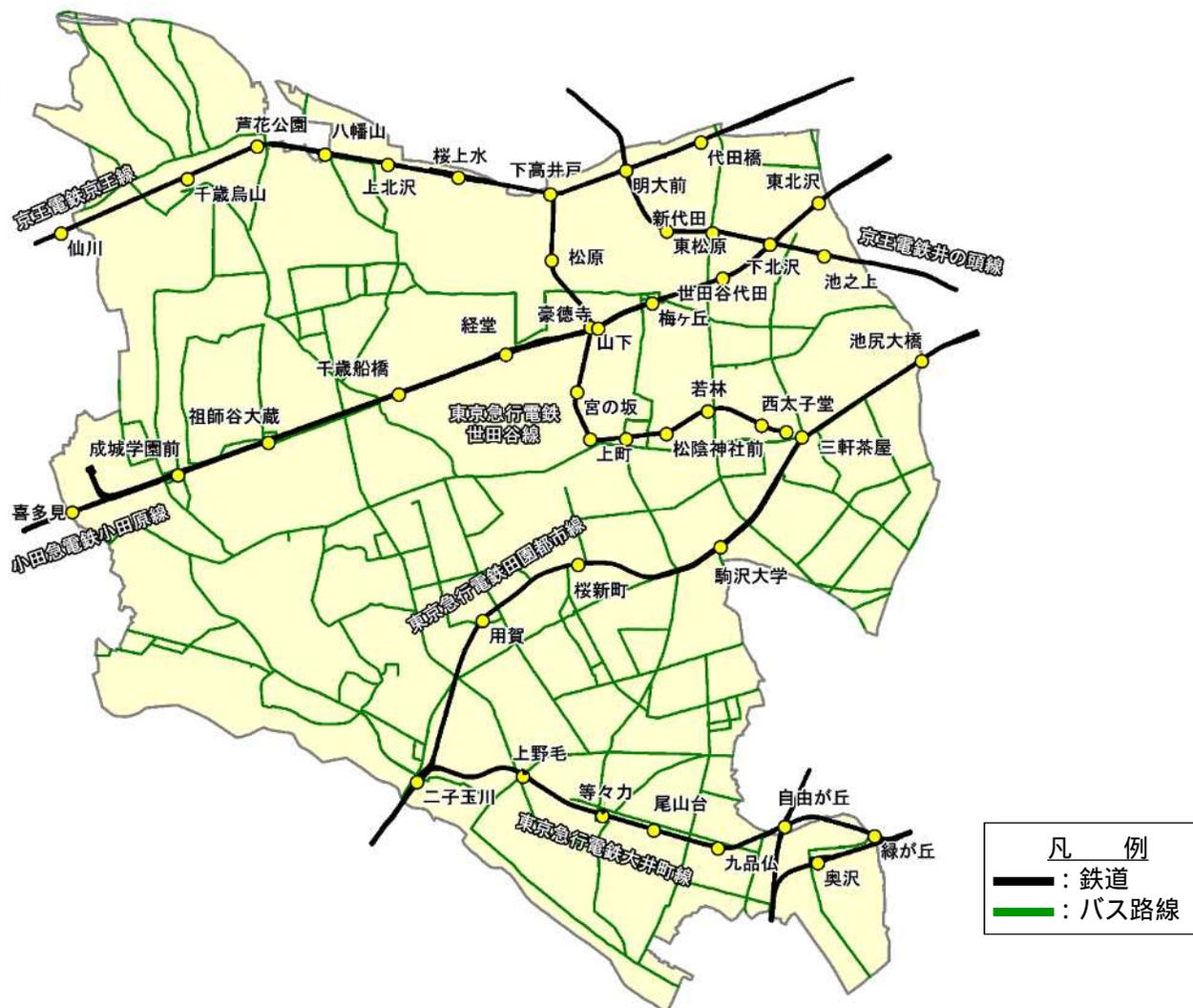
(第1部)

世田谷区の公共交通の現状及び  
昨年度の検討結果について

# 1 公共交通の状況(公共交通ネットワーク)

- ・世田谷区の鉄道網は都心から放射状に整備されており、西側では鉄道路線間距離が長くなっており、南北方向の移動は、バス路線が補完している

## 【世田谷区の公共交通網】



# 1 公共交通の状況(コミュニティバス)

- ・世田谷区では、公共交通不便地域の解消や南北交通の強化などのため、平成10年からコミュニティバスの導入をはじめ、10路線のコミュニティバスが運行

【世田谷区のバス路線図】



砦1～8丁目地域

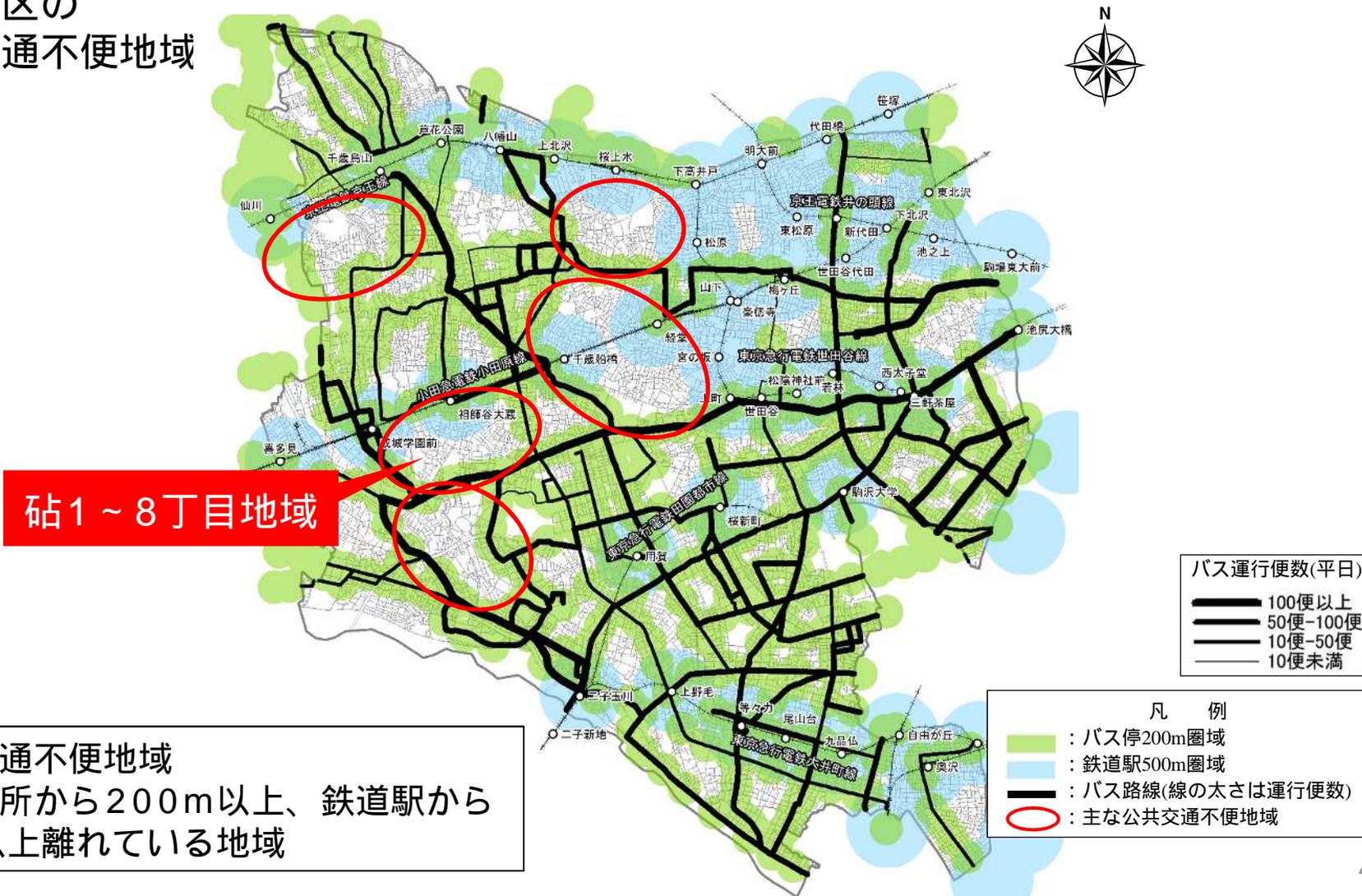
コミュニティバス

- ・自治体が運行するバスサービス
- ・世田谷区では、運行経費の補助は行わず、走行環境支援や区民・関係機関との調整等を行っている

## 2 公共交通不便地域の状況

・世田谷区の公共交通不便地域面積は区全体の19.7%

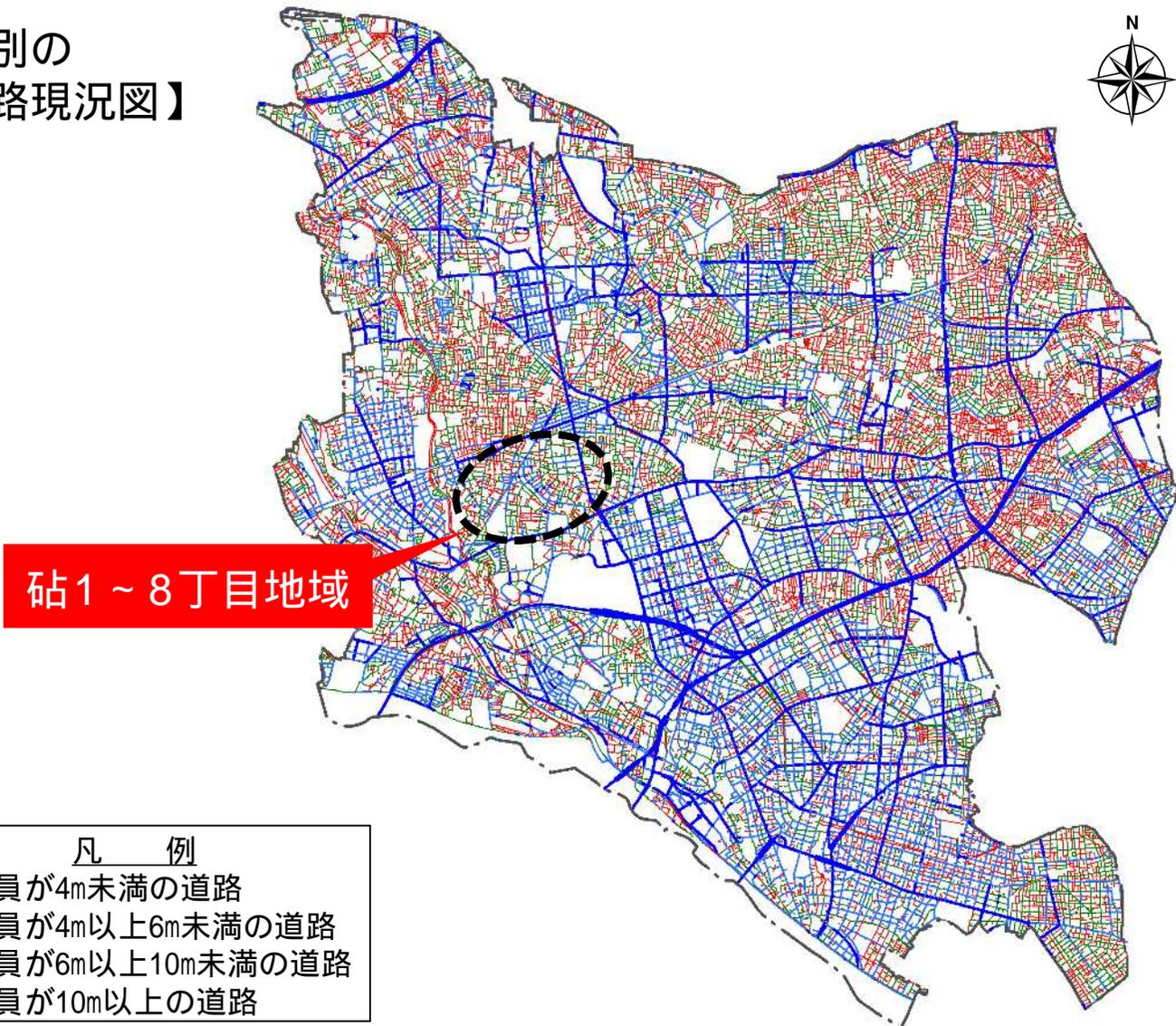
【世田谷区の公共交通不便地域】



# 3 道路幅員の状況

・ 世田谷区の道路は、4m未満の幅員の道路の割合が高い

【幅員別の  
道路現況図】

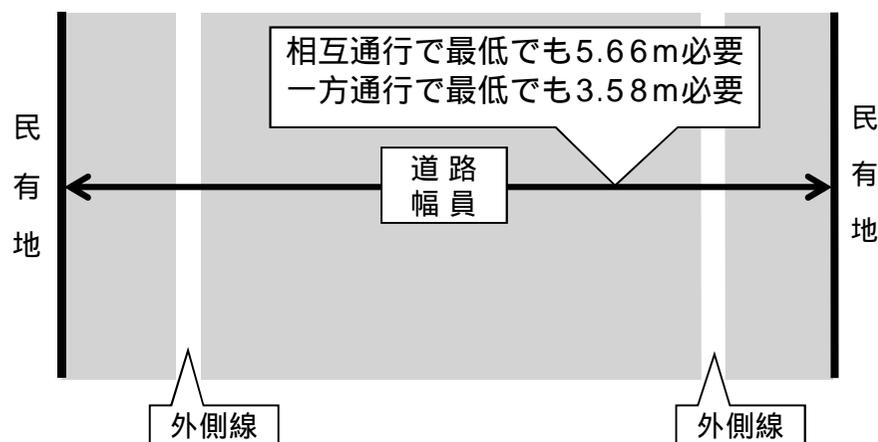


凡 例	
— (Red)	: 幅員が4m未満の道路
— (Green)	: 幅員が4m以上6m未満の道路
— (Blue)	: 幅員が6m以上10m未満の道路
— (Dark Blue)	: 幅員が10m以上の道路

## 4 小型バスが走行できる道路幅員

- 「車両制限令」により、車両幅に応じて通行できる道路が規定されており、小型バスを用いる場合でも道路幅員は、最低で5.66m必要

【小型バスが走行できる最小幅員】



【小型バスの例】



全長：6.99m、全幅2.08m  
全高3.10m、乗車定員36人

車両制限令  
道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを規定した政令

## 5 公共交通に関する現状と課題

---

### 現状のまとめ

- 公共交通不便地域は、区内全域に点在しており、特に西側に多く広がっている。
- 区内を運行するバス路線が多く、公共交通は比較的充実している。
- 北沢、烏山、世田谷、砧地域では、細街路率が高い。

## 5 公共交通に関する現状と課題

---

### 課題のまとめ

- 細街路が多い公共交通不便地域では、小型バスを活用してもバス路線の導入は困難である
- 新たな公共交通を導入する場合、元々収支採算性に課題がある既存民間路線バスの廃止、縮小のきっかけとなることが憂慮される
- 不便地域対策としてコミュニティバスや乗合タクシー等の導入事例のある自治体の多くは、採算性に課題がある

## 6 学識経験者からの意見

---

### 学識経験者からの主な意見

- 区内には多くのバス路線が運行し公共交通は比較的充足している
- 不便地域対策にあたっては、住民にどういう暮らしを提供するのかという視点で目的を明確にすべきである
- 主体的に取り組む機運が高い地域に対し、区が導入に向けた地域活動に支援する手法を検討していくことも考えられる

## 7 取組みの方向性

---

高齢社会における日常生活上の移動利便性の向上と、地域社会と関わりを持ち多様に活動できる環境づくりの支援

地域住民などが協働して地域の課題を解決し、公共的なサービスを運営していくという新たな住民自治のしくみづくりの推進

## 8 今後の主な取組み項目

---

① ワゴン車などを活用した新たな移動手段の検討

② 地域公共交通の検討、導入調整のための組織検討

③ 他の施策との連携やこれまでの取組みの充実

## 8 今後の主な取組み項目

### ① ワゴン車などを活用した新たな移動手段の検討

- 公共交通不便地域は細街路が多く路線バスの運行が難しい地域が多いことから、対策の手法として、中型（乗車定員11～29人）・普通（乗車定員11人未満）車を用いた公共交通等の移動手段の検討を進める。
- 持続可能な交通の実現を目指し、地域住民のニーズやその地域の特性などに即した方策を検討するため、主体的に導入に取り組もうとする地域団体等と連携して対策の検討を進める。

平成29年度の取組み

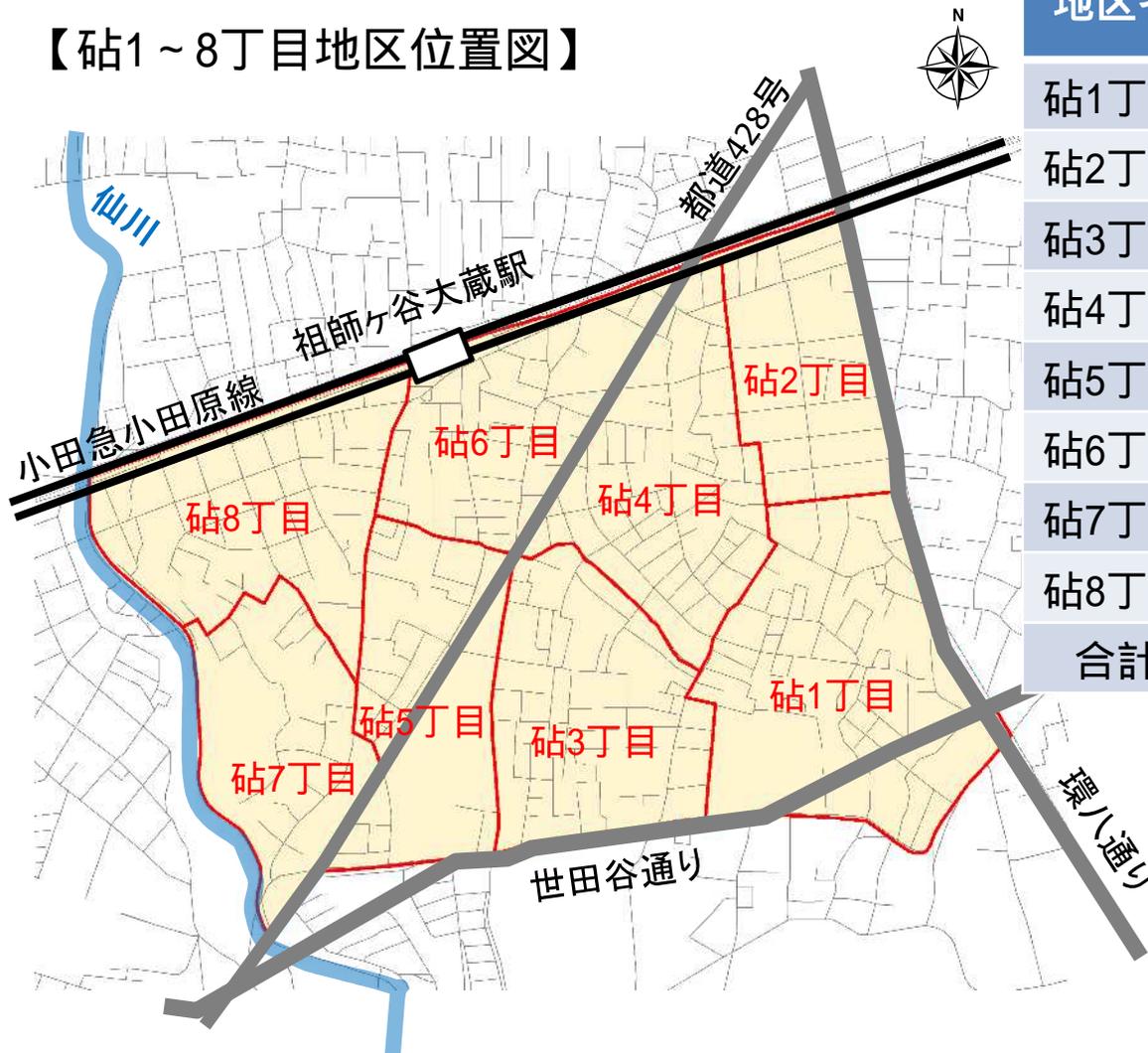
### モデル地区でのニーズ調査や導入検討

- モデル地区を選定して区と地域住民との連携により、公共交通に対する要望や新たな公共交通の導入の意向を確認し、検討を進める

(第2部)  
砧一丁目～八丁目地区の  
現況について

# 1 砦一丁目～八丁目地区の位置関係

【砦1～8丁目地区位置図】



【砦一～八丁目地区の人口・世帯数】

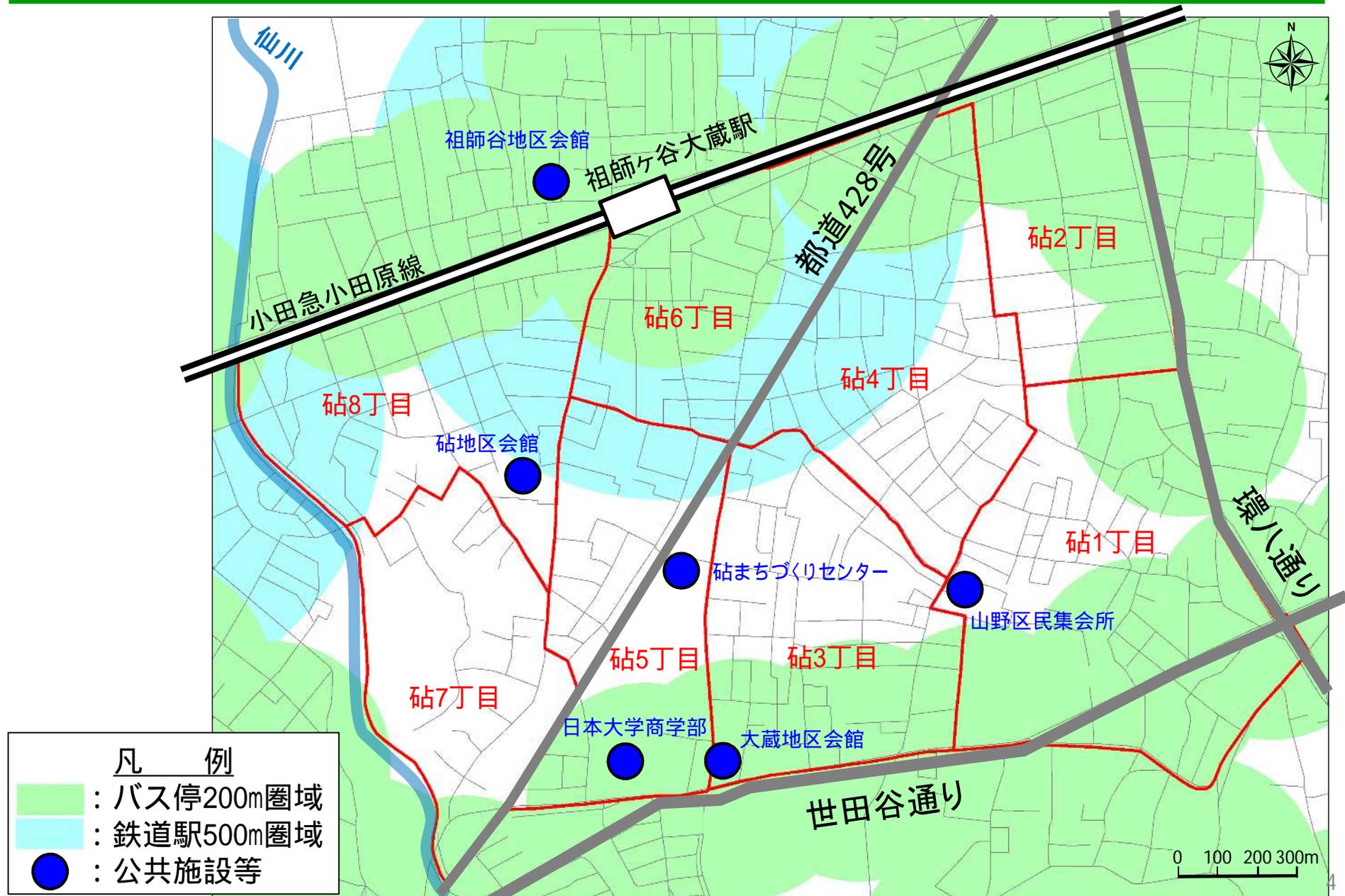
地区名	総人口	65歳未満人口	65歳以上人口
砦1丁目	3,794人	2,987人	807人
砦2丁目	3,484人	3,103人	381人
砦3丁目	4,003人	3,117人	886人
砦4丁目	4,167人	3,491人	676人
砦5丁目	2,325人	1,903人	422人
砦6丁目	2,539人	2,098人	441人
砦7丁目	1,709人	1,395人	314人
砦8丁目	3,233人	2,537人	696人
合計	25,254人	20,631人	4,623人

H29.7.1時点  
( )は、総人口に占める割合

## 2 地区周辺のバス路線



### 3 地区内の施設配置(公共施設等)



### 3 地区内の施設配置(医療施設)



### 3 地区内の施設配置(商業施設)



## 4 地区内の道路の幅員と通行規制

